

Frente



2019.9

vol.78



「あなたはその呪い、
どう解きますか？」

し じょう さい げん
誌上再現!

フレンテまつり2019
with
謎解きゲーム
「ジェンダー城のナゾ！」

イベント Report !

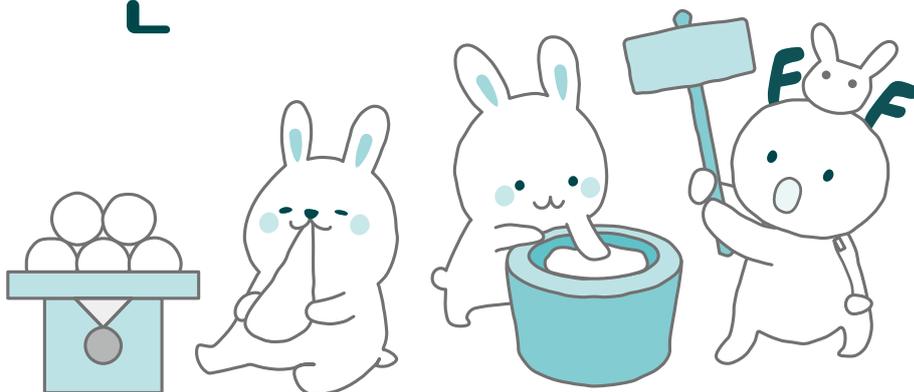
- 男性講座
「働き方改革実践塾
～目指せ! ダイバーシティ・マネジメント」
- フレンテまつり 2019
with 謎解きゲーム「ジェンダー城のナゾ!」
- 女性のための
「自分を好きになるトレーニング」
- 独身(シングル)のための座談会的カフェ ほか

事業ご案内

- 女性に対する暴力防止セミナー
「マイ☆レジリエンス
～一人ひとりの中にある力～」
- パープル・ライトアップ 2019
- 情報コーナーミニセミナー
育休後ママのつどい
「わたしらしく働き続けるために」 ほか

連載!

- 今年で制定20周年
たまにはちゃんと読んでみよう!
『男女共同参画社会基本法』
第2回「第一章」前半
- フレンテスタッフ リレーコラム
「ワタシと男女共同参画」《第2回》



誌上再現!

謎解きゲーム ジェンダー城のナゾ!

THE MYSTERY OF GENDER CASTLE



毎年恒例、フレンテみえ登録団体の発表・交流イベント「フレンテまつり」。今年はテーマをリニューアルし、楽しみながら男女共同参画を学ぶことができるオリジナルの謎解きゲーム「ジェンダー城のナゾ!」を行いました。当日はたくさんのお子様たちに参加してもらい、大好評だったこの企画。今回はその謎解きゲーム「ジェンダー城のナゾ!」を情報誌 Frente 版オリジナル問題で再現! さあ、皆さん! フレンテと一緒にナゾに挑戦してみませんか。

ストーリー

とある町のはずれにあるジェンダー城。旅の途中、城に迷い込んでしまったあなたは、ジェンダー城の城主に出会った。このままここにどまり「男は男らしく、女は女らしく」生きた方が幸せだとうそぶく城主……。そこにみんなの心の中で一緒に旅をしてきたフレンティが現れる。「大切なのは性別ではなく『自分らしく』のはずだよ!」そう叫ぶフレンティと旅人たちは、怒った城主から「ジェンダー城の呪い」をかけられてしまった! この『呪い』を解くためには、ジェンダー城のナゾをすべて解かなければならない。あなたはナゾをすべて解き、呪いを解くことができるのか?



私がジェンダー城の城主だ。君たちにこのナゾが解けるかな?

問題 ①

バラバラになった漢字をもとにもどすと、出てくる漢字は?

- ① 参画 ② 画像 ③ 画家



問題 ②

英雄 = 12RO
永遠 = 345EVER
貝殻 = 678LL

のとき、

1 2 3 4 5 6 7 8 は?

- ① Heroine
② HeForShe
③ Metoo



ヒント 漢字を英語に変換してみて!

問題 ③

今日はおじいちゃんとおばあちゃんといっしょに遊びます! 僕は何をして遊ぶ?



- ① サッカー
② おにごっこ
③ ままごと

ヒント イラストをよくみて!

全問正解でジェンダー城のナゾを解け! こたえは右のページを1枚めくって確認!



男性講座

働き方改革実践塾

～目指せ! ダイバーシティ・マネジメント～

開催日 6月8日(土)

世間で言われて久しい「働き方改革」や「ダイバーシティ」について、ただ知っていただくだけでなく現場で実際に取組を進めていけるよう実践的なノウハウまでお届けし大好評だった男性講座「働き方改革実践塾」が帰ってきました! 講師は、大手事務用品メーカーに勤めながら全国で講演やコンサルタントとして活躍されている坂本崇博さん。昨年に続き、三重にお越しいただきました。

講座の前半はダイバーシティの本質やその必要性について、じっくりお話いただきました。途中のグループワークでは、1人では限界があることも他者を交えることで広がりをもたらされることを実体験。後半は、時間管理や答えを導く会議術、効率的なメールや資料の作成術や生産性向上の土台となる健康管理に至るまで、次々と実践的なアイデアがレクチャーされました。

「ダイバーシティは単なる多様性ではなく異質性の融合ということ。一人ひとりの個性や能力を認め合い発揮し合うことで新しい価値を創造していくことが、これからの時代に必要不可欠です」と話す坂本さん。男女共同参画の本質とも共通するメッセージとともに、とても満足度の高い充実した講座となりました。



スイーツ男子第2弾

涼を誘うお菓子作りの巻

開催日 7月28日(日)

みなさん、甘いお菓子は好きですか?

甘いお菓子が好きな人は女性が多いと思っている方も多くいるのではないでしょうか。しかし、食べ物好みは人それぞれ。甘いものが苦手な女性もいれば、甘いものが好きな男性もいます。

そこで今回は甘いものが好きな男性が集まり、一緒にお菓子を作りながら交流するイベント「スイーツ男子」の第2弾を開催し、「ようかん」に「みたらし団子」と和菓子作りを楽しみました。

完成したお菓子を試食しながら、参加者の方から「周りが女性ばかりのお店に入ってしまった、すごく戸惑ったことがある」というエピソードをお話いただき、男性が入っていきにくい分野もあると皆さんで感じ合う一方、「甘いものが好きな男性は自分だけではない」と前向きに感じていただけたイベントとなりました。



フレンテまつり2019 with

謎解きゲーム

「ジェンダー城のナゾ!」

開催日 6月2日(日)

フレンテみえ登録団体の皆さんの交流イベントとして毎年開催しているフレンテまつり。登録団体の皆さんによる活動発表やフリーマーケット、活動展示、ワークショップなど、オリジナリティあふれるブースが盛りだくさん。毎年フレンテまつりを楽しみにしてくださっている方もいて、今年のフレンテまつりも大盛況のうちに終了しました。

さらに当日は三重県助産師会ブースにて三重ラフター(笑)ヨガクラブの体験を行うという団体同士のコラボレーションが生まれ、来場された方にも笑顔が生まれていました。来場された方に楽しんでいただけただけでなく、登録団体の皆さんの新たな活動のきっかけにもなったイベントとなりました。





▶ 第2回 「第一章 総則」(前半)

参考:内閣府 男女共同参画局ホームページ「男女共同参画とは」法律
http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/index.html#law_kihon

今年で20年となる「男女共同参画社会基本法」を改めて読んでみる特別企画。第2回目は「第一章 総則」です。項目が多いので今回は前半の第1~5条を、たまにはちゃんと読んでみましょう!

★男女共同参画社会基本法「第一章 総則」(第一条~第七条)★

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る

男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。



ちょっと解説!

伊賀 恵さん

(弁護士/ふりはた総合法律事務所)

総則の第1条は法律の目標です。前文と同様、目標は「男女共同参画社会の実現」ですが、これでは具体的なイメージがわかりません。そこで、第2条に重要な言葉の意味を定めています。

まず、男女共同参画社会を「男女が対等な立場で主体的に活動に参加でき、職域、学校、地域、家庭などの分野で積極的に意思決定過程に加わることができ、均等に利益を受けることができる社会」としました。次の「積極的改善措置」はこの法律で新しく取り入れた言葉で、実質的な機会の平等、つまり、活動に参画する男女間の「格差」を改善するため、必要な範囲で男女のいずれか一方に機会を積極的に提供することをいい

ます。現状では女性の活動の場が少ないので、女性を対象とした積極的改善措置が多く行われています。フレンテみえの女性相談などもこれに当たります。

第3条から7条までは、男女共同参画社会形成の基本となる5つの考え方です。

第3条は、男女の人権の尊重、特に差別的取扱いや性に起因する暴力が根絶されるべきだとしました。第4条は、法制度や社会的に定められた仕組みが、例えば「男は仕事、女は家庭」など性別を理由として役割を固定的に分けてしまいがちな状況にあるため、男女が活動の選択を行うに当たり、これらをできる限り中立になるよう配慮すべきであるとしています。

第5条は、国などの政策や企業など民間団体の方針を作成する際、全ての段階で男女が共同して参画すべきとしました。第6条は、家族を構成する男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら家庭生活と他の活動との両立が図られるべきとしました。そして第7条は、我が国が自ら最大限の取り組みを行うと共に、世界中の国々と手を携えて男女共同参画社会の形成に取り組むべきとしました。

いかがですか。今回はこれらの定義や理念を使った「実践編」のお話です。

【プロフィール】 大阪大学法学部卒業。2004年大阪にて弁護士登録の後、夫の転勤に伴い2008年三重弁護士会へ。三重弁護士会副会長、三重短期大学非常勤講師(民事訴訟法)、三重弁護士会両性の平等に関する委員会委員などを歴任。

いかがでしたか。総則とは「全体を通して適用される原則」のこと。第一章は、この国の男女共同参画社会づくりの土台となる重要な条文がさらさら続いています。次回はその後半「第六条~第十二条」を一緒に読んで、考えていきたいと思います。どうぞお楽しみに!

11/23

女性に対する暴力防止セミナー マイ☆レジリエンス ～一人ひとりの中にある力～



「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に、DVをはじめとする女性に対する暴力を許さないという意識の浸透を図る講演会を実施しています。

DV被害者は心身を傷つけられ、さらに考え方や行動まで加害者によって支配されてしまいます。そのような被害者が加害者から離れるのは簡単なことではなく、やっとの思いで離れてもトラウマ(心の深い傷つき)の症状に苦しむことがあります。しかし、被

日時 11月23日(土・祝) 13:30～15:30

会場/三重県文化会館2階 大会議室

参加費/無料(定員70名)

講師/中島幸子さん(NPO法人レジリエンス代表)

害にあったのは、力がなかったからではなく、暴力で人を支配しようとする加害者がいたからなのです。被害にあっても、一人ひとりの中には傷つきを乗り越えて回復する力(レジリエンス)があります。誰もが自分自身の力を大切にし、社会をもっと優しいところに変えていけたらよいのではないのでしょうか。

被害者でもあり、現在は支援者として活動される中島幸子さんから、DVの影響の大きさやトラウマに対応していく方法などをお話いただきます。



11/9～ 内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」 パープル・ライトアップ2019

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、今年も総文の広場を紫色にライトアップします。この優しい紫色の光には、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。より多くの方々にこのメッセージが届くことを願って、皆さんもぜひともお立ち寄りください。



日時 11月9日(土)～24日(日)
各日17:00～21:00(休館日を除く)

会場/三重県総合文化センター祝祭広場ほか

12/14 情報コーナーミニセミナー 育休後ママのつどい 「わたしらしく働きつづけるために」

育休復帰し、子育てしながら働くわたし、こんな子育てや働き方で大丈夫? わたしって職場にどう評価されているの? みんなはどうやって両立を続けていて、どんな風に働いたり子育てしたりしているんだろう。子育てしながら働ける、職場もみんなも納得できるこれからの理想の評価制度って...? これからもわたしらしく、あなたらしく働き続けるために。そんな悩みや疑問を持つ、子育てしながら働くママ同士で話し合ってみませんか。

講座後には希望者で集まったのランチ会も予定しています!

日時 12月14日(土) 10:00～12:30

会場/三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」1階
情報コーナーレクチャースペース

対象/1か月以上の産休・育休経験があり、第1子の育休復帰後1年以上の業務経験のある女性
(第2子以降出産予定・育休中・育休復帰後の方を含む)

参加費/無料 講師/奥野明子さん(甲南大学経営学部教授)



女性のための 「自分を好きになるトレーニング」

開催日 5月15日(水)
(全5回)

ありのままの自分で生きられないのは、「女性らしく」という社会規範や与えられた役割、「できなければ価値がない」という成果主義、「人と違ってはいけない」という「同質主義」などの外からの抑圧を自分の中に取り込んでしまっているから。

今の自分を認め、価値のある人間であると思うにはどうすればいいのか。参加者同士語り合うなかでトレーニングを進めていきました。

まずは自分の気持ちに気付くこと。心に引っかかること、違和感を持つことが自分を知る鍵であり、マイナスの感情も大切にすることを学びました。私の中に「~しなくてはならない」「~するべき」と自分を縛っている考えにはどんなことがあるか、私を楽しくさせてくれるものには何があるかなどを探り、講座終了時には他の人とは違う唯一無二の自分を感じられたのではないのでしょうか。

参加者 からの声

- 自分を見つめ、いろんな気持ちを伝え合う中で自分を肯定的に受けとめられるようになっていきました。
- 迷っていた自分をこのままでいいのだと思え、前向きになりました。



情報コーナーミニセミナー

独身(シングル)のための座談会的カフェ

開催日 5月19日(日)

30代40代になると、想いを共有できる同年代のシングルと出会う機会は減り、中にはシングルだからこそ孤独感や肩身の狭さを感じる人もいます。この座談会は、シングル同士が集まって、シングルだからこその悩みや不安、そして楽しさなどを語り合う人気講座です。今回、ご参加いただいた13名の方からは、「一人だと視野が狭くなる」「親の介護を一人で担わないといけない」「楽しいけれど自分の心の奥に穴がある」など、不安な気持ちを話していただきました。また参加者から「パートナー探しと限定せず積極的に出会いの場を求めてアクションしているか?」など、それぞれシングルという現状にどう向き合っているのかを尋ねたりと、あっという間の2時間となりました。



三重県内男女共同参画 連携映画祭2019

開催日 6月2日(日)
8月24日(土)

毎年、好評をいただいている「三重県内男女共同参画連携映画祭」も、今年は13年目。今年は5つのセンターと20市町が連携し、県内19カ所で話題の感動作からコメディタッチの作品など、様々な映画作品の上映が行われました。

「男女共同参画週間」のある6月を中心に、三重県のみなさんに、「男女共同参画」を身近に感じていただくきっかけにと始まった映画祭ですが、映画だけでなく、さらに深く理解していただくためのプレトークやアフタートーク、上映前に市町の男女共同参画の取組紹介、地域の皆さんによる男女共同参画に関する活動報告の展示など、各市町がそれぞれ工夫を凝らしていて、様々な世代、性別それぞれの立場で“男女が共に生きるヒント”を受け取っていただけたようでした。

来年の、「三重県内男女共同参画連携映画祭」もお楽しみに!



フレンテスタッフ
リレーコラム
第2回

4回シリーズ「ワタシと男女共同参画」《第2回》

“ヒガイシャ”に、さようなら。
主役のわたし、こんにちは。

親からは成績が悪いと「勉強しなさい。」と叱られ、大学に行きたいと言えば「短大くらいにして、お嬢さんをもって家を継いで。」と言われていました。「卒業後は実家に戻る。」という約束で四年制大学に行かせてもらい、約束を破って就職しました。四大卒女子はまだ二期目という会社で、男性並みに活躍することを期待されていると思ったのに、一番大事な仕事は宴会の時に社長の隣に座ることでした。男性社員のよう一人で商談に行くことは許されず、上司のミスのスケープゴート(身代わり)にされて辞めました。

結婚し、子どもが生まれれば専業主婦になったら、いつのまにか「誰のおかげで食えると思ってるんだ。」と夫から言われるようになりました。全てのことは夫が決めて、意見を言えば無視されるか怒鳴られ、「気に入らないなら出て行け。」と言われました。子どもたちが不登校になったら「母親の育て方が悪いからだ。」と言われました。

「なんじゃこりゃ。」と思いました。何がどうしてこうなってしまったのでしょうか。親に決められた道を歩くのは

嫌だったから家を出たはずが、気が付いたらまるで籠の中の鳥になったようでした。

「籠から出たい!」清水の舞台から飛び降りるつもりで貯金を崩し様々な勉強をし資格を取得、運良く求人を見つけてフレンテ職員になりました。そこで男女共同参画とジェンダーに出会い、「なんじゃこりゃ。」の謎が全部解けました。私が遭遇してきたのは、女性であるがゆえに押し付けられる期待と抑圧の矛盾、セクハラとパワハラ、DVというものでした。私個人の問題というよりは、社会の問題だったのです。過去も現在も、自分を恥じて、責めなくてよいのです。

親から叱られる、上司から嫌がらせされる、夫から離婚される、世間から後ろ指さされる、

『られる、れる』ばかり言っていた私、いったい誰が主役なのでしょう? 私の人生なのに。

私は受け身の被害者の役割を降りることに決めました。私は自分が主役で、「私はこう思う。」「私はこうしたい。」を実現する人生を生きます。

あなたも一緒にいかがですか?

このコーナーでは、毎回フレンテみえの職員がそれぞれの仕事を通して感じる「男女共同参画」への想いや考えをリレーで綴ってまいります。次回もお楽しみに!

フレンテみえって、なに?

三重県の男女共同参画社会を推進する拠点施設として津市の三重県総合文化センター内に平成6年オープン。情報発信・研修学習・相談・調査研究・参画交流という「5本の柱」で、様々な事業を展開しています。ぜひ皆さま、お気軽にお立ち寄りください!

～詳しい情報はホームページまで～

フレンテみえ



生き方・家族・人間関係・離婚・職場 などなど...
男女がともに自分らしく生きるために、様々な悩みの相談をお受けします

女性のための電話相談 秘密厳守・相談無料

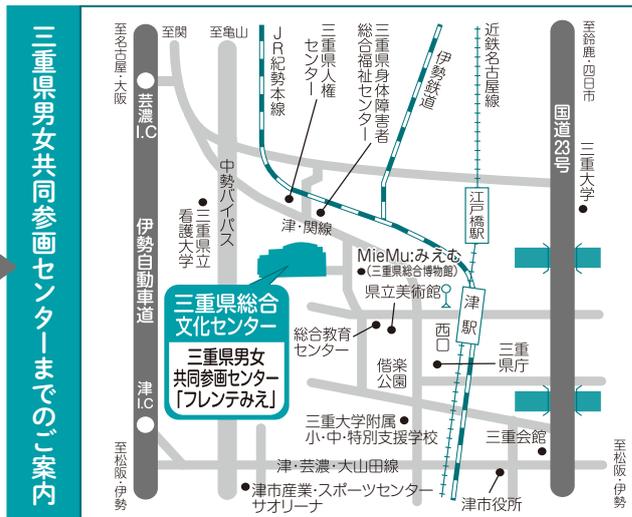
フレンテみえ 専用ダイヤル 059-233-1133 相談室

相談時間	曜日	月	火	水	木	金	土	日
朝 9:00~12:00	休館日	●	●	●	●	●	●	●
昼 13:00~15:30	●	—	—	●	●	●	●	●
夜 17:00~19:00	※	—	—	●	—	—	—	—

※祝日の場合「朝・昼」相談あり(翌平日が休館日)

※このほか、女性のための面接相談、法律相談、男性のための電話相談、LGBT相談を実施しています。詳しくはお問合わせください。

フレンテみえ相談室のご案内 (切り取ってご利用ください)



- 休館日 毎週月曜日 年末年始(12月29日から1月3日)
- 交通 ■バス/津駅西口1番のりばから約5分 ■徒歩/津駅西口から約25分 ■自家用車/伊勢自動車道芸濃インターから約15分、津インターから約10分 ※駐車場は1,400台(無料)。できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

発行 三重県総合文化センター
三重県男女共同参画センター フレンテみえ
〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234番地
TEL 059-233-1130 FAX 059-233-1135
URL <https://www.center-mie.or.jp/frente/>
E-mail: frente@center-mie.or.jp

再生紙を使用しています。